

太子町立中学校部活動の地域移行（地域展開）に関する推進計画

令和7（2025）年3月

太子町教育委員会

目 次

はじめに

I 推進計画策定の背景

- 1 国の動向
- 2 本町の中学校部活動を取り巻く現状
- 3 部活動改革の必要性

II 推進計画の基本的な考え方

- 1 趣旨設定
- 2 位置づけ
- 3 実施期間・取組
- 4 めざす姿

III 学校部活動の地域移行(地域展開)の全体像

- 1 地域移行(地域展開)における推進整備
- 2 学校部活動の地域移行(地域展開)・地域連携のイメージ

IV 学校部活動の地域移行(地域展開)に向けた自治体と学校の役割

- 1 自治体の役割
- 2 学校の役割

V 学校部活動の地域移行(地域展開)に向けた主な課題と解決に向けた取組

- 1 体制整備・運営団体
- 2 指導者
- 3 活動場所
- 4 保護者負担
- 5 保険の加入

おわりに

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、教職員である各部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として行われ、スポーツ・文化芸術の振興と発展を担ってきました。また、自主的・自発的な活動を通じた生徒の社会性の育成など、心身の健全育成のために大きな役割も果たしてきました。

さらに、教職員にとっても、教室とは異なる環境での交流・触れ合いを通じた生徒との信頼関係の構築など、教職員自身の大切な学びの機会となり、指導力の向上にも寄与しています。

そのような部活動の意義をふまえつつ、より望ましい部活動の在り方を示すため、兵庫県では運動部活動の運営指針となる「いきいき運動部活動（4訂版）（平成30年9月）を、そして「文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）を策定しました。本町ではこうした動きもふまえ、平成30年度から部活動指導員を配置するなど、適切な部活動の運営やその改善に取り組んできました。

しかし、昨今の急速な少子化による部員数の減少や教職員数の減少などにより、現在の形での部活動を運営することが難しくなっています。また、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続が長時間勤務の要因の一つとなるなど、「学校の働き方改革」と逆行する勤務を余儀なくされていると捉えられている側面もあります。そのため、中学校の部活動の維持については、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

国は、学校と地域の連携により新たな地域クラブ活動の整備をするため、有識者による検討会議提言を公表したり、学校部活動及び地域クラブ活動のガイドライン（令和4年12月）を策定したりしました。その中で、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付け、部活動を「学校単位」から「地域単位」の取組とすることをめざしています。

兵庫県においても、令和6年度から「中学校部活動改革推進プロジェクト」を立ち上げ、有識者による部活動地域移行推進委員会や部活動地域移行推進協議会を設置し、各市町組合の実情に応じた地域クラブ活動への移行の在り方について検討を重ねています。太子町においても、まず地域連携として、部活動指導員を拡充し、地域と協力しながら、子どものみならず地域の誰もがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりをめざしております。

今後は、地域クラブとして活動する競技・種目等を拡充し、部活動の地域移行（地域展開）を推進していきます。

I 推進計画策定の背景

1 国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成 25 年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成 29 年に部活動指導員制度の導入、平成 30 年度に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行いました。

さらに、令和 2 年に、学校の働き方改革をふまえた部活動改革として休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和 4 年には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言と文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、同年 12 月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。その中で、令和 5 年度～令和 7 年度の 3 年間を中学校部活動の休日の活動について、地域移行に係る「改革推進期間」と位置づけ、学校部活動の地域連携及び地域クラブへの移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が示されました。

2 本町の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 部活動における少子化の影響

本町の中学校生徒数は、平成 25 年度 1137 人から令和 6 年度 1011 人となり（減少率 11%）、少子化が進んでいます。さらに令和 11 年度の生徒数は 924 人となることが予測されており（平成 25 年度比 減少率 19%）、今後もその減少率は高まることが予想されます。

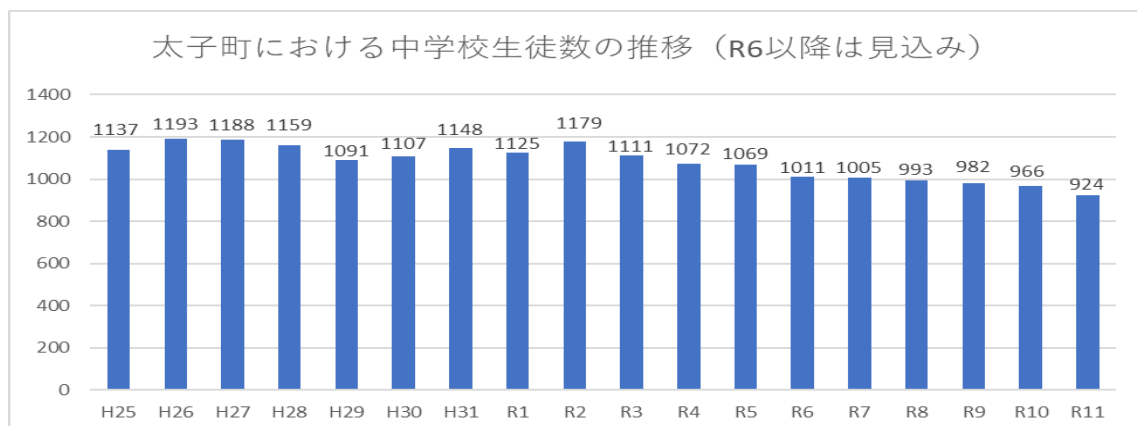


図1 太子町における中学校生徒数の推移(R6 以降は見込み)

近年の少子化の影響により、特に団体競技において学校単位での単独のチーム編成が困難となり、合同チームでの登録数が増加しています。合同チームは中学校体育連盟（以下「中体連」という。）の救済措置ですが、毎年合同する学校が変わるなどが課題となっています。文化部活動では吹奏楽の部員も減少しており、小編成の活動が主となることや、指導体制等が課題となっている自治体も増加しています。

加えて、学校外の地域クラブ・団体等に所属する生徒も増加するなど、子どもたちを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られ、従来の枠組による学校部活動としての生徒の選択肢が減少する傾向にあります。

令和6年度町内中学校部活動在籍人数																		
学 校 名	太子西中学校									太子東中学校								
部 活 名	3 年		2 年		1 年		男子 計	女子 計	合計	3 年		2 年		1 年		男子 計	女子 計	合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子				男子	女子	男子	女子	男子	女子			
野 球	1	0	13	0	6	0	20	0	20	12	0	10	0	12	0	34	0	34
ソフトボール							0	0	0		0		3		5	0	8	8
男子バレーボール	2		8		2		12	0	12							0	0	0
女子バレーボール		2		6		4	0	12	12		4		5		7	0	16	16
男子バスケットボール	13		12		6		31	0	31	20		22		12		54	0	54
女子バスケットボール		5		7		8	0	20	20		7		7		5	0	19	19
男子ソフトテニス	4		8		14		26	0	26	19		2		7		28	0	28
女子ソフトテニス		16		13		11	0	40	40		7		5		8	0	20	20
男子卓球	12		16		10		38	0	38	8		7		5		20	0	20
女子卓球		5		14		6	0	25	25		12		10		9	0	31	31
陸上競技	9	7	4	4	5	5	18	16	34	6	1	10	5	6	8	22	14	36
水 泳	7	2	3	0	9	2	19	4	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
剣 道	3	5	2	3	6	1	11	9	20	2	0	3	3	3	2	8	5	13
柔 道							0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
サッカー	5	0	12	0	9	0	26	0	26	12	0	6	2	11	0	29	2	31
吹 奏 楽	7	3	3	11	1	16	11	30	41	2	14	2	14	1	9	5	37	42
家 庭 科							0	0	0	0	5	0	12	0	19	0	36	36
美 術	5	7	1	11	2	13	8	31	39	11	6	7	14	6	7	24	27	51
学年別人数	68	52	82	69	70	66	220	187	407	93	56	71	80	64	81	228	217	445
	120		151		136				149		151		145					
5.1現在生徒数	78	72	93	83	83	69	256	224	480	91	84	77	99	113	69	281	252	533
	150		176		152				175		176		182					
入 部 率	84.79%									83.49%								
*太子東中ピカピカクラブは、入部率に計上、太子東中柔道部は、現3年生以降募集停止。																		
ボランティア同好会	0	3	0	2	1	2	1	7	8									
ピカピカクラブ										0	0	2	0	1	2	3	2	5
*太子西中ボランティア同好会は、他の部活と兼ねることができる																		

図2 令和6年度 町内中学校部活動在籍人数

3 部活動改革の必要性

今日、少子化の進行による学校単位での部活動の存続に関する困難さが急速に深刻化していることに加え、教職員の「働き方改革」を早急に推進していく必要性が浮彫りとなっていることを背景に、学校部活動は持続可能性の危機に直面しており、国を挙げて改革の方向性を試行錯誤している状況にあります。

本町においても、「学校と地域」の連携による体制の整備が急務とされているものの、これまで学校部活動の存在が「当たり前」であったことや、地域の実情に応じたていねいな対応が必要であることなどから、改革の手順や方法については、合意形成を図るプロセスが重要となります。

以上のことから、多岐にわたる論点を整理しながら、段階的・計画的に部活動改革を進めていく必要があると考えています。

【これまでの部活動の意義】

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校行政が保証
- 生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感の育成
- 生徒同士や生徒と教職員等の好ましい人間関係の構築、社会性の育成

【これからの部活動の課題】

- 少子化の進行による学校の小規模化が進み、従来同様の学校単位による部活動経営が困難
- 専門性や意思の有無にかかわらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続は、学校の働き方改革を推進するうえでも困難
- 地域指導者や保護者を含めたすべての人々の働き方改革が求められる時代背景



【考え方の方向性】

- 少子化が進む中でも、「将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保」するため、「学校と地域」が連携し、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動の実現をめざす。

Ⅱ 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して活動できる環境づくりをめざし、学校と地域社会の連携のもと、学校部活動の地域移行（地域展開）に向けた総合的な取組等を進めるために本推進計画を策定します。

2 位置づけ

本推進計画は、スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）や文部科学省・スポーツ庁による「学校の働き方改革をふまえた部活動改革」（令和2年9月）を参考に、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成という観点から、中学校を対象とする学校部活動の地域移行（地域展開）を進めるための計画として位置づけるものです。

3 実施期間・取組

国は、改革推進期間として定めた令和5年度から令和7年度中に、地域移行（地域展開）を進め、令和8年度から実施することを目指しています。本町においては、各学校、各競技・種目等での合意形成や条件整備等に時間を要することが考えられるため、生徒のよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するために、可能な事柄から早期に取組を進めることとし、まず休日の部活動から段階的に移行（地域展開）していくことを基本とします。

（令和8年度の夏以降、学校部活動を完全に廃止する自治体もあり、大会やコンクール等の実施も不透明であるため、休日の指導者が見つからない競技・種目等に関しては、休日の活動を縮小することもふまえ、検討していきます。）

また、平日においても可能な部活動から地域に移行していき、本町の子どもたちにとってよりよい形での部活動の地域移行（地域展開）の姿を検討していきます。

4 めざす姿

地域移行（地域展開）を進めていくに当たっては、将来にわたり本町の生徒にスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。

そのためには、部活動の地域移行（地域展開）は、単に学校から部活動を切り離すということだけでなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親し

める社会の実現をめざし、地域の活動環境整備や機運の醸成を図ることが重要になると考えます。

Ⅲ 学校部活動の地域移行(地域展開)の全体像

1 地域移行（地域展開）に係る体制整備

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむための新たな環境整備に当たっては、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。そのために、スポーツ団体や文化芸術団体等の地域団体の中から学校部活動への派遣指導者や合同練習、各種教室・講座等を実施する部活動の地域連携団体、学校での部活動に代わって生徒を受け入れ新たな地域クラブ活動の場を提供する運営団体・実施主体など、地域と連携・協働し、確保に努めていきます。

また、すべての関係者（学校・保護者・行政・競技団体・関係団体等）で構成する協議会を設置し、運営状況や課題への対応、事業の進捗状況等を協議します。

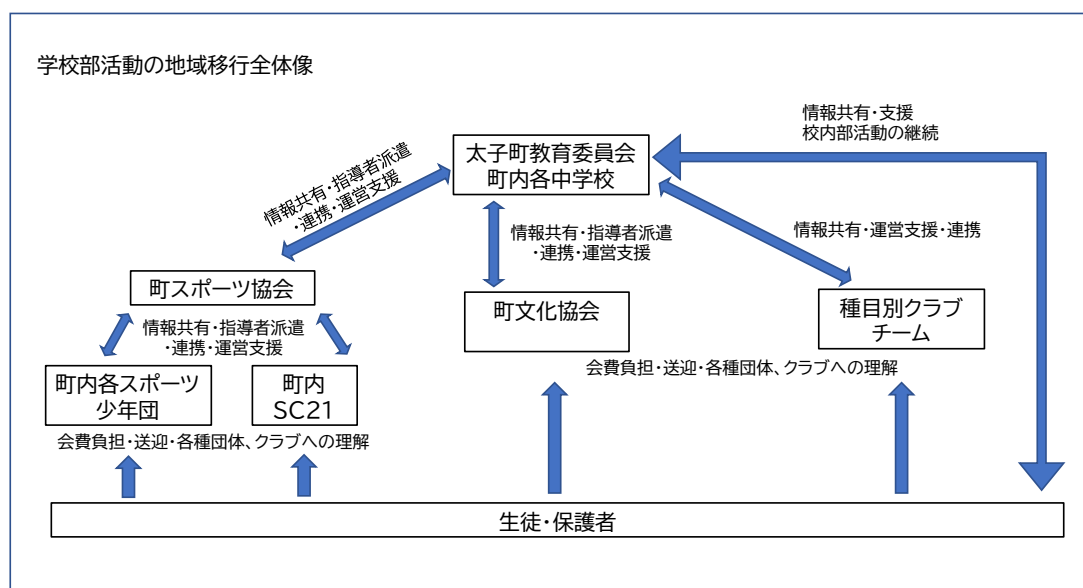


図3 地域移行(地域展開)に向けた体制整備

2 学校部活動の地域移行（地域展開）・地域連携のイメージ

太子町で体制づくりを進めていくに当たっては、関係者の合意形成や条件整備等に時間を要する場合も考えられるため、学校部活動の地域連携や部活動指導員、外部指導者など地域指導者の活用、合同部活動等を推進することから始め、子どもたちの活動環境を確保します。また、少しずつ地域移

行に向けた体制整備を進め、令和8年度以降に、「地域移行型」「地域連携型」「地域移行・地域連携ハイブリッド型」の3つの実施型から選択していくことが考えられます。

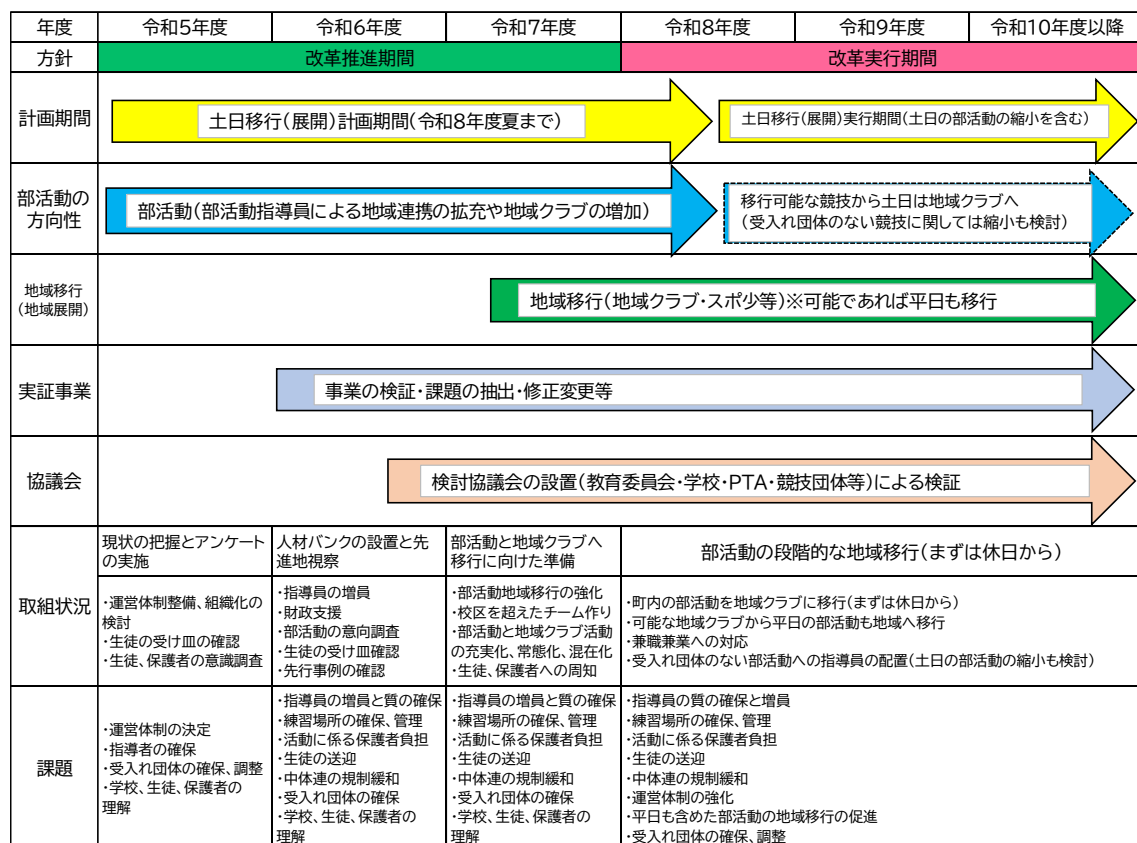


図4 学校部活動の地域クラブ活動への地域移行・地域連携(イメージ)

IV 学校部活動の地域移行(地域展開)に向けた自治体と学校の役割

1 自治体の役割

新たな地域のスポーツ・文化芸術環境を構築するためには、関係者間の共通理解により、地域の実情に応じて取組を進めていくことが望ましいと考えます。

そのため、太子町教育委員会が主体となり、地域における関係機関や関係者からなる協議会を設置し、地域の実情に応じた取組を協議・検討しながら着実な取組を進めていくことが大切です。

また、地域移行(地域展開)を進めるに当たり、生徒や保護者、教職員等への周知と情報提供を行い、理解と協力を得ながら進めていくことが望ましいと考えます。

2 学校の役割

学校部活動は、現状では学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるとされていることから、学校部活動や地域クラブ活動が生徒にとって望ましい環境となるよう、部活動在り方検討委員会等を設置し、環境づくりを進めていくことが大切です。

また、地域移行（地域展開）を進めるに当たり、地域のスポーツ・文化芸術団体や民間事業者等と連携した取組を進めていくことも大切です。

なお、地域クラブ活動において、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させていくためには、学校と地域クラブの間に生徒の活動状況に関する情報提供等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で子どもの望ましい成長を保障する体制を整備するとともに、兼職兼業により指導に携わることを希望する教職員の知見を活用することも重要と考えます。

V 学校部活動の地域移行(地域展開)に向けた主な課題と解決に向けた取組

1 体制整備・運営団体

太子町教育委員会や地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的な情報共有・連絡調整を行い、恒常的に連携・運営できる体制を整備・構築することは重要です。

また、運営団体の整備として、太子町教育委員会は関係者との協力を得て、地域クラブ活動の運営団体の整備・充実を支援します。その際、スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団、スポーツクラブ21、クラブチーム、民間事業者など多様なものを想定しています。それ他にも、複数の学校の運動部が統合して設立するクラブなど、学校と関係する組織・団体も想定しています。文化部に関しても、文化芸術団体や複数の学校の文化部が統合して設立するクラブなども想定しています。

なお、新たに主体となって活動する地域クラブの要件として、新設又は既存を問いませんが、学校との連携が図れており、指導体制が構築されていること、各競技団体との連携が図れていること、クラブ規約等により適切な運営を行っていることなどを確認し、さらに国や県、町が示すガイドラインを遵守することを設定しています。これにより、実施に当たり、運営主体や各クラブでのトラブル等を回避し、子どもたちがのびのびとスポーツや文化活動を楽しめる環境を維持します。

2 指導者

(1) 指導者の量の確保

学校部活動における部活動指導員・部活動外部指導員(外部コーチ)や、休日等の地域クラブ活動における指導者を安定的・継続的に確保し、持続可能な活動としていく必要があります。地域団体等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握と発掘のために、人材バンクを設置するとともに、登録指導者を学校や地域クラブ活動の運営団体・実施主体とマッチングできる体制の整備を図ります。

(2) 指導者の質の向上

公認スポーツ指導者資格等の有無に関わらず、競技等の経験のあるOB・OGやスポーツ・文化芸術活動に取り組む大学生など、専門性や資質、能力を有する指導者を地域の中で広く確保していくとともに、指導者の養成・資質向上の取組を進めていく必要があります。

学校部活動や地域クラブ活動の指導者は、指導する生徒に対して、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの不適切行為は当然行ってはいけないものであり、生徒の心身の健康管理、事故防止の徹底、過度な練習の防止、適切な休養の設定等にも留意していく必要があります。

太子町教育委員会は、地域団体と連携し、指導者や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の関係者に対し、研修会等の実施やガイドライン等の情報提供等を行うなど、地域の指導者や生徒、保護者が共通理解のもと、ともに安心して活動に参加できる環境を整備していきます。

(3) 教職員等の兼職兼業

教育委員会が兼職兼業の許可をする際は、教職員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず指導を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、事前に学校長へ学校運営に支障がないことの確認等、十分精査を行います。

地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教職員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等をふまえて、安定的・継続的に指導者を確保できるよう留意していきます。

また、兼職兼業における労働時間等の確認等を行うに当たっては、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、教職員等の服務監督を行う教育委員会と地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努めていきます。

3 活動場所

町は、地域クラブ活動の運営団体が、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして、小学校等も活用できるように活動場所を確保するよう努めます。また、部活動の地域連携の一環として展開していく合同部活動や学校と地域連携団体との取組等についても活動場所の確保に努めます。

施設利用の際は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料の設定に努めるなど、運営団体、ひいては保護者の負担軽減や施設利用のしやすい環境づくりを行います。

なお、学校の体育館や音楽室、美術室などを使用する際は、地域クラブ活動の参加者が、他の教室等に入ることがないように、学校施設のセキュリティ対策を講じることに努めます。

4 保護者負担

地域クラブ活動に参加するための会費は、受益者（保護者）が負担することになります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、その競技・種目等の特性に合わせて会費を設定することができますが、保護者の過度な負担とならないよう、活動内容や規模等を調整し、可能な限り低廉な価格設定に努めるとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）」等に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行わなければなりません。組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する適切な情報公開を行う必要があります。

5 保険の加入

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・種目等の特性やこれまでの活動状況、怪我・事故等の発生状況を踏まえ、適切な補償内容や保険料である保険を選定し、指導者や参加する生徒等に対し自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けなければなりません。怪我や事故が生じて、適切な補償が受けられるようにしておく必要があります。

おわりに

本推進計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解のもと、すべての学校部活動がスムーズな地域移行（地域展開）に取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。

スポーツや文化芸術活動を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではなく、「地域の子どもたちは学校を含めた地域全体で育てる」という観点から、学校と地域、保護者が連携・協力しそれぞれの役割を果たしていくことが重要となります。

本推進計画により、学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域全体がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、スポーツ・文化芸術活動を通したまちづくり・地域振興へと発展させていくことをめざします。